



法官篇

トッド氏英國議院政府

帝國裁判所構成法參考書





氏 法官篇

シムルハ國家ノ安全ニ最モ必要ナリトス本邦
 憲法ノ定ムル所ニ由レハ司法權ハ國王ニ屬シ
 法律ノ定ムル所ニ從ヒ國王之ヲ執行ス即チ國
 王ハ之レカ為メ特任シタル機關ヲ以テスルニ
 非レハ凡テ裁判ヲ為ス了ヲ得サルモノトス臣
 民ノ訴訟ヲ聽斷スル為メ從來ノ設立ニ係ル裁
 判所ハ法律ノ規定スル所ヲ遵守セサルヘカラ
 ス國王ト至モ恣ニ裁判所ヲ創設シ裁判管轄訴

一

訟手續又ハ裁判官員數選任法職制ヲ變更スル
ヲ得ス必ク之ヲ為サンニハ王國議會ノ協議
ヲ要スルモノトス加之王國議會ハ裁判所ヲ監
督視察シ最下等ヨリ最上等ニ至ル迄テノ裁判
所ヲシテ王國ノ法律憲法若クハ情誼ニ反シタ
ル事項ヲ為サシムヘカラサル義務アルモノト
ス然リト雖モ裁判官ノ正廣ニシテ獨立ナル
固ヨリ必要ニシテ國王官廳若クハ臣民ノ侵害
ヲ受クルトナクエドワード三世ノ御宇ヨリ國
王ノ裁判ニ干渉スルヲ以テ不正ノトセリ若

シ裁判官惡意ヲ以テ不正ノ裁判ヲ為セリト明
白ナリトスルモ其人上等裁判所ノ裁判官タル
中ハ之レニ對シ訴訟ヲ提起スルヲ得サルハ法
律ノ原則ナリ又憲法上ノ慣例ニ依リ王國議會
ハ裁判所ノ職掌ニ屬スル事項ニ付キ判決ヲ下
シ又ハ裁判官ノ行為ニ關シ審問ヲ為スヲ得ス
但シ裁判官ニ於テ非常ノ過失アル中又ハ法律
ヲ是非シタル中ハ之ヲ除免セシ為ハ干渉スル
ヲ得ヘシ
九ノ裁判官タルモノハ誠心實意ヲ以テ女王陛

下及其臣民ニ勤仕シ貧富ヲ問ハス總テ臣民ニ
平等ノ裁判ヲ為スノ誓約ヲ為シタルモノトス
故ニ故意無意ヲ問ハス右ノ誓約ヲ破リ其他職
務上ノ過失アルハ憲法ハ之レカ救済ヲ設ケ
官職ヲ剥奪スル方法ヲ定メタリ
千六百八十八年革命前ニ當テハ上等裁判官ハ
國王ノ任意ニ據リ其官職ヲ保有シ往々裁判官
ニシテ苞苴ヲ容レ不正壓虐ノ處置ヲ為ス
リテ國王ハ正廉ナル裁判官ヲ除免シ却テ邪惡
ノ徒ヲ寬容シ壓抑ヲ極メタリ故ニ第十七世紀

ノ間ハ物議紛々怨懟百出裁判官任免ニ関シテ
國王ノ特權ヲ牽制セントシテ種々計畫ヲ為セ
リ終ニ千七百年ニ至リアクト・スフ・セツトルノント權限確定條例ヲ以テハ
ノバール王家ノ即位後裁判官ノ任期ハ善行同ト
シテ其俸給ヲ確定シ王國議會ヨリ上奏シタル
トキハ國王除免ヲ行ハカ得ヘシト定メタリ
上陳ノ如ク裁判官ハ稍々獨立不羈ノ地位ヲ得
シト雖モ尚ホ充テ國王ノ羈絆ヲ脱シタルニ
アラス即チ通常官吏ト均シク國王ノ崩御ニ當
リ任期満ツルノ規則ヲ脱スルコト能ハサリシ
三

ナリ然レトモ裁判官ノ任期ヲ善行間ト定メツ
ル以來實際右ノ規則ヲ裁判官ニ適用セシマ吾
マハ頗ル疑フヘキトニシテ之レヲ默過スルヲ
以テ便宜トセリ故ニジヨルジ等三世ノ即位ニ
當リ第一此制限ヲ除去セントシテ王國議會ノ
議ニ付シ議會ハ之ニ由リ條例ヲ設ケテ曰ク裁
判官任期ハ國王御ニ拘ラス善行間之ヲ繼續
スヘシ但シ王國議會ヨリ國王ニ上奏シタルキ
ハ國王之ヲ除免スルヲ得ヘシト且右條例ハ別
項ニ曰ク自今以後條例ヲ以テ裁判官ニ給與ス

ル俸給額ハ凡テ永久王室費ノ負擔タルニモト
然レモ以未起曲ノ憂遷ヲ經過シ現今ニ於テハ
王國固定資金ヨリ裁判官ノ俸給ヲ支拂フヲ以
テ毎年供度委員會ノ協議ニ附セラル、カ如キ
不確實ノヲノニアラサルナリ
権限確定條例ニ由リ王國議會ニ於テ裁判官ヲ
降免スル手續方法ニ付キ論述スルニ先テ裁
判官善行間就職ノ結果及ヒ其非行アリタルトキ國
王ノ施スヘキ救濟ニ付キ致宥スルヲ以テ必要
ナリトス

千八百六十四年ビクトリヤ殖民地司法官ハ
右ノ内題ニ付キ次ノ如キ演説ヲ爲セリ曰ク善
行間就職ノ結果ハ法律上終身不動産(エステー
ト、アフォーワー、ライフ)ノ權ヲ創設スルニアリ然レド
其財產權タル被授人ノ善行ヲ以テ條件トシ
ニ他ノ條件附着ノ財產ト均シク條件違反即チ
非行ニ由リ没収サルモノトス而シテ善行トハ
被受人職務能力上ノ善行ヲ云ヒ非行トハ第一
裁判ノ失當ナルト第二職務上ノ故意懈怠又ハ
不注意アルト第三職務ニ關係ナキモ職務執行

ニ障礙ヲ與フルカ如キ名譽ヲ毀損スル罪惡ヲ
犯シタルト云フ職務上非行ノ場合ニ於テ果
シテ非行アリシヤ否ヤヲ判決スルハ財產授與
人ニシテ被免者ハ之ニ對シテ抗辯ノ途ヲ有ス
又職務外非行ノ場合ニ於テハ豫メ陪審官ノ證
明ヲ要ス之ヲ要スルニ特許狀ヲ以テ終身官職
ヲ附與シタルキハ之ヲ沒收セントスルニハ特ニ
設ケタル特許廢止ノ手續ニ従フベシ以上述べタ
ル所ハ其ノ司法官使ルト行政官吏タルトシ向ハス
總テ善行間就職ノ官吏ニ適用スベキモノトス

ト
上陳持許官職ヲ沒收スベキ場合ハ之ヲ法律上
細密ニ説クニハ千八百六十二年英國司法官ウ井
リヤムアサルトン及ヒラウインデル、バルマー、西氏ノ帝
國政府ニ通告シタル説明ヲ以テ充分ナリトス
而シテ右通告書ハ法律上就職條件ノ違反ト
為ルベキ裁判官ノ非行ニ関シ次ノ如キ説明ヲ
與ヘタリ曰ク茲ニ善行間ノ官職アリトセハ必
スヤ他ニ非行ノ場合ニ於テ其ノ官職ヲ除免ス
ルノ權カヲ有スルモノナカルベカラス而シ

テ右除免ノ權力實行ハ官職ノ為メ附與サレタ
ル不動産權ヲ短縮スルニアラスシテ直チニ之
ヲ沒收シ條件不履行ノ為メ全ク消滅スヘシト
之ト同シク他日大裁判官ニ任セラレタルデン
氏カ嘗テジヨナト、バリングトン氏ノ為メ辯護人ト
シテ下院審問廳ニ出現セシ片云ハルヲアリ曰
ク裁判官除免ニハ議會ノ上奏及ヒ彈劾ノ外他
ニニ方法アリ第一官職ヲ附與シタル特許ヲ廢
止スル為メ特ニ設ケタル特許廢止狀ヲ發スル
了第二檢事長ノ告發ニ由リギングス、ヘンチ」廳
六

ニ於テ公判ヲ開クヲ是ナリ而シテ第二ノ方法
ニ從ヘハ最モ神速ニ決定スルヲ得ヘシト又
同氏ハ他ノ場合ニ於テ以上述タル方法中其一
ヲ採用スヘキ場合ヲ示シテ曰ク第一輕罪
ニモ當ラサル非行ノ場合ニ於テハ元ト善行ヲ
以テ未必條件ト為シタルヲ以テ特許廢止ノ為
ノ特許廢止狀ヲ發スルヲ至當トス第二輕罪ニ
相當スル所為アルハ之ヲ告發シテ公判ニ附
スルヲ至當トス第三重罪ニ相當スル所為アル
中ハ彈劾ヲ用エ第四王國議會ノ意見ニ從ヒ裁

判官除免ノ上奏ヲ為スヲ至當ト認メタル中ハ
何レノ場合ニ於テモ上下兩院ハ條例ノ附典ニ
タル糾問裁判ノ權ヲ執行スルヲ得バシト
以上諸學者ノ說ク所ヲ見レハ善行問就職ノ官
吏ニ對シテ國王ハ其非行ノ証明ヲ受タル中ハ
其官職ヲ沒收セン為メ公判ヲ開廷スルノ特權
ヲ有スルヤ明白ナリトス然レモ之ニ加フルニ
憲法ハ特ニ上下兩院ニ權限ヲ附與シ裁判
官ハ資格ナキモハト認メタル中ハ之ヲ除免セ
シ為メ國王ニ稟請スルヲ得セシメタリ是レ

兩院職權中最モ重大ナル裁判所監督ノ權ヲ執
行スルニ因レルナリ而シテ此職權ハ裁判權ニ
アラスシテ非行ノ性質未必條件違反ニ相當セ
サル場合ニ之ヲ使用ス要スルニ此種ノ除免ハ
善行間就職辭令ノ結果ニアラスシテ寧ロ例外
ト云フヲ得可シ

右裁判官無資格ノ審査ヲ為スニ當リ王國議會
ハ自省ノ外他ノ牽制ヲ受クルトナ
シ然レモ裁判官ヲシテ獨立ノ地位ヲ維持セシ
ムルハ國家ノ為メ肝要ナルヲ以テ

上下兩院ニ於テ國王ニ上奏スルノ議ニ異議ヲ
唱ヘサルカ如キ重大ナル非行ニアラサレハ其
稟請ヲ為スヲ得サルモノトス而シテ右ニ迷タ
ルカ如キ重大ノ非行ニアラサルハ輿論ニ之
ヲ訴フルヲ以テ至當トス輿論ハ王國議會ノ審
査ヲ要セサルカ如キ諸般ノ非行ニ関シテハ有
益ナル制裁ヲ與フルナリ
下院ハ總テ此種ノ事項ニ関シテハ第一歩ヲ取
ルモノナレハ右ニ迷タルトテ記憶ニ存シテエド
マンド、ボルクノ下院ニ於テ演説シタル言ヲ忘ル

可カラズ氏曰ク茲ニ吾人怨怒ノ原因アレハ吾
人ハ之レカ救済ノ方法ヲ有ス吾人ハ時ノ状況
及必要ニ應シテ隨意ニ無資格ノ裁判官ヲ除免
セン為ノ國王ニ上奏スルヲ得或ハ横恣ノ裁
判官ヲ彈劾シテ之ヲシテ辭職セシムルヲ得
或ハ法律ヲ確定シ之ヲ説明シ之ヲ施行シ若ク
ハ之ヲ改正セン為ノ議按ヲ提出スルヲ得ハ
シ吾人ハ世人ノ吾人ニ措ク所ノ信任ヲ濫用シ
若クハ之ヲ放擲セサル以上ハ實ニ名譽アリテ
且國家ニ有用ナル地位ニ在ルモノト謂フヘシ

ト
権限^{アクト、ラフセツトルメント}確定條例ニ依リ裁判官除免ノ為ノ王國議
會ノ干涉シタルハ千八百〇五年愛蘭法廷ノ裁
判官^{フラックス}氏ニ關スルモノヲ以テ嚆矢トス
諫事件ハ審査久シキニ涉リシカ終ニ上院ニ於
テ審査ヲ為セシハ不当ニシテ下院初メ之ニ著
手スベキモノナリトノ理由ヲ以テ公訴ヲ棄卻
セリ然レハ本件ハ意ヲ加ヘテ攻究スベキモノ
ナリ何トナレバ右審査ノ方法ニ關シテハ條例
中別ニ明文トク為テ其當初審査手續ヲ整備

スルニ非常ノ困難ヲ覺エシテ以テナリ
上院ニ於テ如斯場合ハ刑事公判ノ手續ニ從
フベシト表決セリ

上陳ノ事件ニ次キ王國議會ノ注意ヲ引起セシ
ハジヨナー、バリンダトン氏ノ事件ナリ本件ハ裁判
官除免ノ為メ捧呈シタル上奏ノ上下兩院ノ認
可并ニ國王ノ批准ヲ得シ第一例トシテ著名ナ
リ

右ニ付キ王國議會ノ注意ヲ引起セシハ千八百
三十四年愛蘭歲入裁判所ノ一裁判官ナルウヰリ

ヤム、スミツス氏ノ事件ナリ其詳細ナル事實ハ前
章ニ於テ既ニ之ヲ述タリト並其判決ニタル要
点ハ次ノ如シ凡ソ裁判官ノ行為ニ關シ審査ヲ
為サシ為メ委員ヲ選任セントスルニハ其發議
者タルモヨリ國王ニ上奏ノ次第ニ從ヒ裁判官ヲ
除免スルニ正當ナル事實ヲ證明スルニ非レハ
王國議會ニ於テ之ヲ認可スヘカラス
以上述タル諸事件ヲ攻究スル中ハ王國議會ニ
於テ如斯場合ニ用ユル處ノ方法手續ヲ知ルヲ
得一ニ權限確定條例ハ其審査ノ方法ニ關シテ

明文ヲ設ケサルハ事實ナリト雖モ王國議會ハ
其意見ヲ以テ臣民ノ權利自由ニ関スル一般ノ
審査方法ヲ規定スル憲法ノ格言ヲ各種ノ審査
ニ適用セシヲ以テ漸次各種ノ審査一般ニ通用
ス一キ規則ヲ養主スルニ至レリ即チ左ノ如シ
第一 凡ソ國王ニ上奏セシニハ王國議會兩院
ノ協賛ヲ要シ國王ハ上奏ヲ待テ初メテ善行
間就職ノ裁判官降免ヲ行フノ權利ヲ得ルモ
ノトス又兩院ハ司法業務若クハ裁判官行為
ニ関シ歎願ヲ受理シ加之特選委員ヲ設ケ歎

願ノ理由ヲ豫審ニ附スルヲ得ルモ權限確
定條例ニ由リ國王ニ捧呈スル所ノ議會ノ上
奏ハ下院之カ原案者ト為リ下院ハ特ニ彈劾
ノ職ヲ司リ上院ヲモ糾問スルノ權ヲ有スハ
キヤ明瞭ナリトス
第二 裁判官除免ニ對シ王國議會ハ種々ノ方
法ニ依リ公訴ヲ提起スルヲ得ベシ下
院ノ議員ハ被告裁判官ノ非行ヲ列舉シタル
告發狀ヲ下院ニ提出シテ之カ公訴ヲ提起ス
ルヲ得ヘシ或ハ政府ノ指令又ハ下院特選委
十一

員ノ請求ニ由リ豫審ニ付シタル後之ヲ提
起シ或ハ裁判官ニ對シ出訴ノ理由ヲ有スル
人民ヨリ下院ニ請願シタルキ之ヲ提起スル
ヲ得ヘシ但シ議會ニ特別ノ場合ニ於テ特別
ハ被害ニ對シ法律ハ豫設シタル救済ヲ施ス
ヘキ請願ヲ受理スルヲ得ルモ之カ為メ裁
判所ニ不好結果ヲ及ボスカ如キ請願ヲ受理ス
ヘカラス

第三 既ニ吾人ノ知ル如ク國務大臣ハ全國ヲ
貫通シテ司法ヲ布キ裁判官ヲシテ獨立ノ地

位ヲ保シムルノ責任アルヲ以テ議會ニ於テ
發議シタル裁判官行為審査ノ動議ニ同意
スルニ先テ自カラ訴訟ノ理由ヲ審査シ議會
ノ干渉ニ抗拒スルヤ又ハ之ヲ許諾スルヤヲ
決スヘシ

第四 凡ソ明確ナル原由アルニアラザレハ下
院ハ公訴ノ着手ヲ為スベカラス又大臣
ハ之ヲ許可スヘカラス而シテ裁判官ノ場
合ニ於テハ非行ノ証明瞭然ニシテ之ヲ除
免スルモ正當ナリト認ムルキノ外公訴ヲ

提起スベカラズ然リト虽氏其ノ非行ハ裁
判官タルノ名譽ヲ毀損スルノ性質ヲ帶フ
ルトキハ其ノ公務上タルト私行上タルトヲ
問ハス皆同一ナリトス

第五議會兩院ハ其ノ全院若ハ委員ノ充分ニ審
査ヲ遂ケタル後ニ非レハ裁判官除免ノ上
奏ヲ為スヘカラス既ニ他ノ官署ニ於テ略
審査ヲ遂ケタル中ト虽氏亦同シ而シテ此ノ規
則ニ從フ中ハ審査毎ニ公訴ノ理由ヲ被告人
ニ説明シ訴狀ヲ謄寫訴訟ノ理由及ヒ之ニ関

スル院ノ指令等ヲモ合セテ之ニ示シ且被告
人ノ請求ニ由リ自ラ法廷ニ出席シ又ハ辯護
人ヲ以テ辯護セシムルヲ許可スヘシ

第六 議會兩院裁判官タルノ資格ナキモノト
認メ之ヲ除免センコトヲ國王ニ上奏スルト
キハ國王ヲシテ勅憲スルコトヲ得セシムル
為メ除免ノ理由タル裁判官ノ非行ヲ列挙ス
ヘシ

王國議會ノ干涉ヲ受ケ其ノ上奏ニ由リ除免サ
ル、モノハ獨リ上等裁判所ノ裁判官ニ止マラ

ス。總テ善行同就職ノ裁判官ナリトス。總テ下等
裁判所ノ裁判官ハ「クヰンズベント」廳ノ監督ノ
下ニアルヲ以テ横邪ノ所行若クハ重大ノ非行
アルトキハ同廳ノ公判ニ附セラレ固有法及ヒ
條例ニ準據シテ除免サル。モノトス之ニ加ハ
ルニ「ロルド・チャンセロ」ハ一般驗屍官及ヒ郡
裁判官ヲ管轄スルヲ以テ無能力若クハ非行ハ
廉ヲ發見シタルトキハ隨意ニ之ヲ除免スルト
ヲ得ヘシ。如斯上官ハ下等裁判所ノ裁判官ヲ監
督指揮スルノ權ヲ有スト。雖之ニ拘ラス王國議

會ハ總テ裁判官ノ行為ヲ審查シ若シ必要ト
認メタルトキハ其ノ除免ヲ國王ニ上奏スルノ
職權ヲ有ス之ヲ要スルニ王國議會ハ裁判官
除免ニ干涉スルコトヲ得ルノミナラス尚裁
判官職制ノ立案權ヲ有ス

